

Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約のしおり・約款」*をご提供しています。

*「ご契約のしおり」は、ご契約内容にかかる重要事項や諸手続きなどについてわかりやすく記載したもので、「約款」はご契約内容を定めたものになります。

いつでも
ホームページから
閲覧できます

検索機能で
ご覧になりたい箇所を
簡単に検索できます

文字を拡大して
閲覧ができます

ご契約のしおり・約款

QRコードから
閲覧する方法

右記のQRコードよりご覧ください。
※QRコードは(株)デンソーウエーブの登録商標です。



三井住友海上
プライマリー生命の
ホームページから
閲覧する方法

- 1 三井住友海上プライマリー生命ホームページ
(https://www.ms-primary.com)にアクセスし、「商品情報」をクリック
- 2 「Web版 ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」をクリック
- 3 下記の検索コードを入力して「検索」をクリック

検索コード **0300016187**

※QRコードおよび検索コードは、ご契約後にお送りする保険証券にも記載しています。

※冊子をご希望のお客さまには、申込書にチェックいただくことで、後日、三井住友海上プライマリー生命よりお送りいたします。



自然保護活動に役立てていきます。

三井住友海上プライマリー生命では、Webでの閲覧のご協力により削減される印刷費用の一部を、自然保護活動への支援金として寄付しています。

契約内容のご確認について

ご契約者の皆さんに、ご契約の成立後、三井住友海上プライマリー生命よりお申込みいただいたご契約内容等の確認のため、ご連絡させていただく場合がございます。

ご検討、お申込みに際しては、 「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しているものです。必ずご確認ください。

この保険の正式名称は、通貨選択生存保障重視型個人年金保険（指数連動型）です。

募集代理店

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
資料請求・お問い合わせ フリーダイヤル **0120-125-104**

<https://www.ms-primary.com>

未来に、いっそうの輝きを。
それが、私たちの願いです。



©2022 San-X Co., Ltd. All Rights Reserved.

三井住友海上プライマリー生命

MS&AD INSURANCE GROUP

千葉・横浜 パートナーシップ 人生100年時代を楽しむ

10年先へのプレゼント

通貨選択生存保障重視型個人年金保険（指数連動型）



契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ず十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

商品パンフレット P1～

契約概要 P19～

注意喚起情報 P29～

Web版「ご契約のしおり・約款」
のご案内

裏表紙

この商品は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする
生命保険です。
**預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。為替相場の
変動等により、損失が生じるおそれがあります。**



ご注意

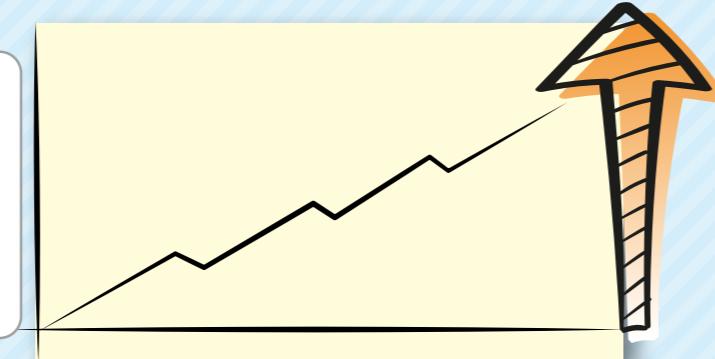
10年先へのプレゼント

は、三井住友海上プライマリー 生命が、千葉銀行・横浜銀行と共同開発した商品です。
「人生100年時代を楽しむ」ためのしくみとしてご提案します。

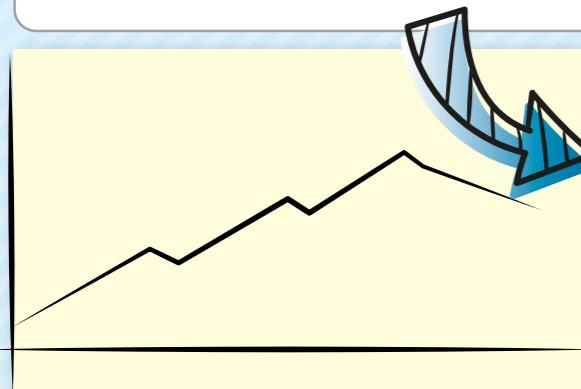
お金の上手なふやし方ってなやみますよね?



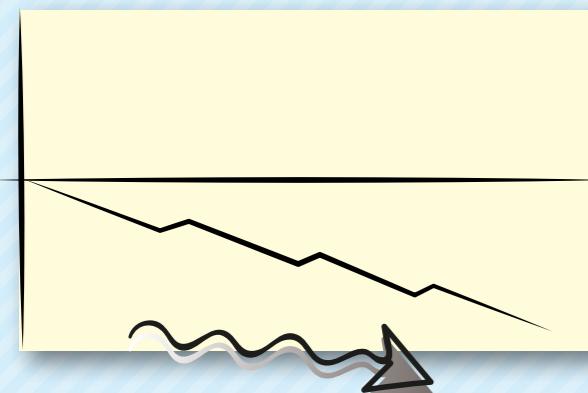
マーケットが変動する中で、好調なときをうまく将来的資産運用に活かせないかな~



けど、もっとふえると思って、減ってしまうと残念!
タイミングが難しいんだよな~



さらに…



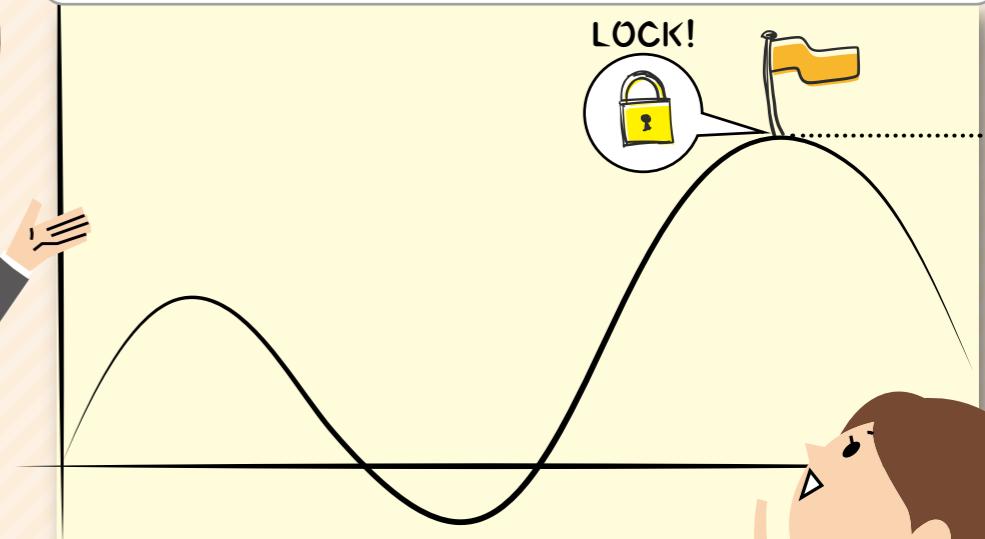
マーケットが不調で、必要な時期に資産が減っているのは心配よね~



こんなしくみはいかがですか?



マーケットにおける株価等の指標が下落しても、10年後の年金原資に好調な時の指標を活かせます!

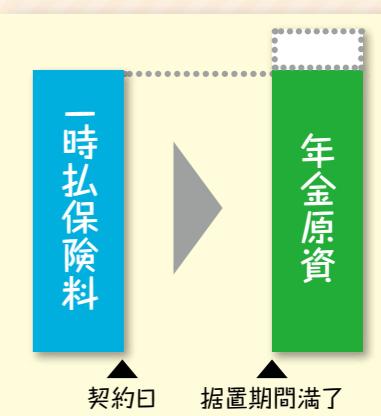


マーケットにおける株価等の指標を0.01%単位で毎営業日チェックするため、少しの上昇も見逃さず、タイミングも逃しません。

資産をまもることもできます!



年金原資(契約通貨建て)
は一時払保険料以上となります!



この商品は10年後の年金原資をふやすことを目的としているため、据置期間中 の死亡保険金額・解約払戻金額は、お払込みいただいた保険料を下回ります。

10年先へのプレゼント は、10年後 のお客様の資産を守りながら、年金原資をふやす楽しみがある年金商品です。



一度上昇した**最大上昇率**は、
参照指数が下落しても
下がらません。

[\[最大上昇率について\]](#) [\[詳しくはP5へ\]](#)

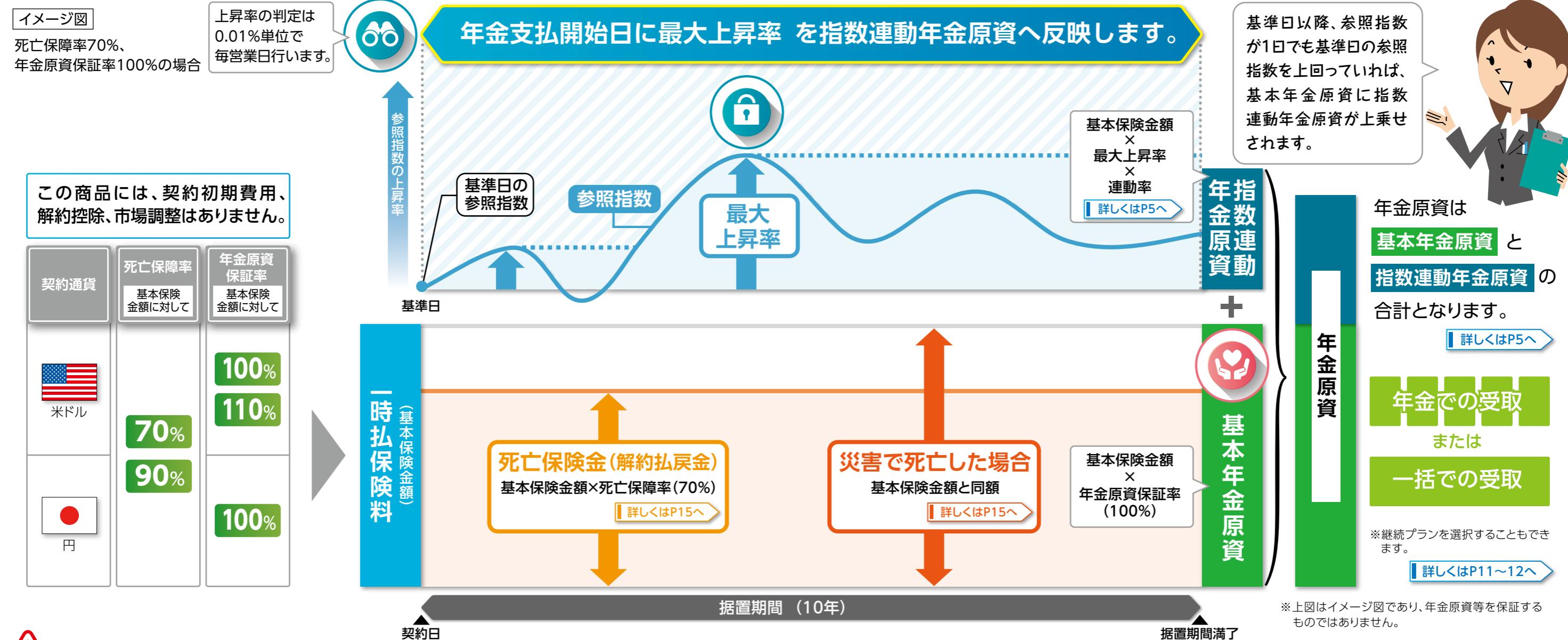


最大上昇率は、基準日*以降
0.01% 単位で
毎営業日判定を行うため、
タイミングを逃しません。

* 基準日は、「申込日から起算して8日目の日」と「三井住友海上プライマリー生命が申込みを承諾した日」のいずれか遅い日の翌日となります。



基本年金原資は、
契約通貨建てで
一時払保険料以上
となります。



ご注意ください

- 指數連動年金原資は年金支払開始日に確定するため、据置期間中に死亡された場合や解約された場合、お受取りいただくことができません。
- 死亡保険金および解約払戻金は、基本保険金額に死亡保障率(70%または90%)を乗じた額のため、一時払保険料を下回ります。
- 据置期間中に参照指数が基準日の値を一度も上回らなかった場合、指數連動年金原資はゼロとなり、年金原資は基本年金原資のみとなります。(基本保険金額に対して100%または110%)

- この保険には、お客様にご負担いただく費用があります。また、契約通貨が外貨の場合、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

[\[詳しくはP29~30へ\]](#)

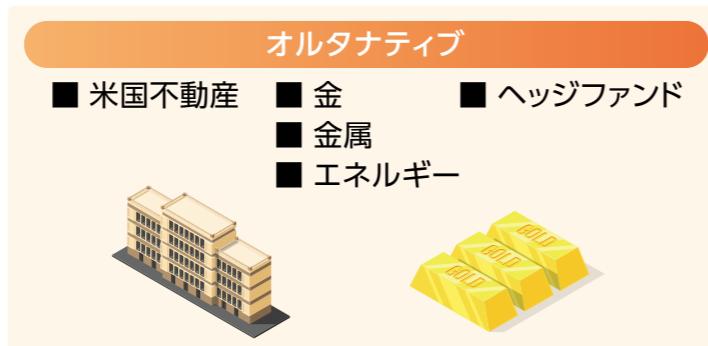
参照指数と過去のデータを用いたシミュレーション①

参照指数について

- ◆上昇率の算出に用いる「参照指数」は、契約通貨に応じて、右記の通りとなります。

契約通貨	参照指数	指標スponサー
米ドル	マルチアセット戦略指数P(米ドル)	ゴールドマン・サックス・インターナショナル
円	マルチアセット戦略指数P(日本円)	

- ◆「参照指数」は、株式、債券、不動産および商品等の資産種類に分散投資を行った場合の運用成果を反映し算出されます。



参照指数は、一定のルールに基づき、安定的な収益の獲得を目指します

資産配分の見直し

指標スponサーの開発した所定のルールに基づき、過去の値動き等を参考に、自動的に日々資産配分を見直します。



リスク・コントロール

リターンの安定化を目指して、過去のパフォーマンスをもとに、価格変動リスクおよび相場の方向性を計測し、投資対象資産のポジション量を自動的に日々増減させます。



参照指数と主な投資対象資産の推移と比較

- 2000年5月31日の参照指数・各資産を100とした場合

契約通貨：米ドル

マルチアセット 戰略指数P(米ドル) 日本株式(米ドルヘッジ) 日本国債(米ドルヘッジ) 米国株式 米国国債



契約通貨：円

マルチアセット 戰略指数P(日本円) 日本株式 日本国債 米国株式(円ヘッジ) 米国国債(円ヘッジ)



【本ページ掲載のグラフについて】

- ・上記のグラフは、「マルチアセット戦略指数P(米ドル)」「マルチアセット戦略指数P(日本円)」と同じ運用手法に従って運用したと仮定し計算したデータに基づいて、2000年5月末を100とし、運用を行ったと仮定した場合の推移をグラフ化したものです。
- ・ゴールドマン・サックス証券株式会社からの参照指数に係る提供データを利用して、三井住友海上プライマリー生命が作成したものです。

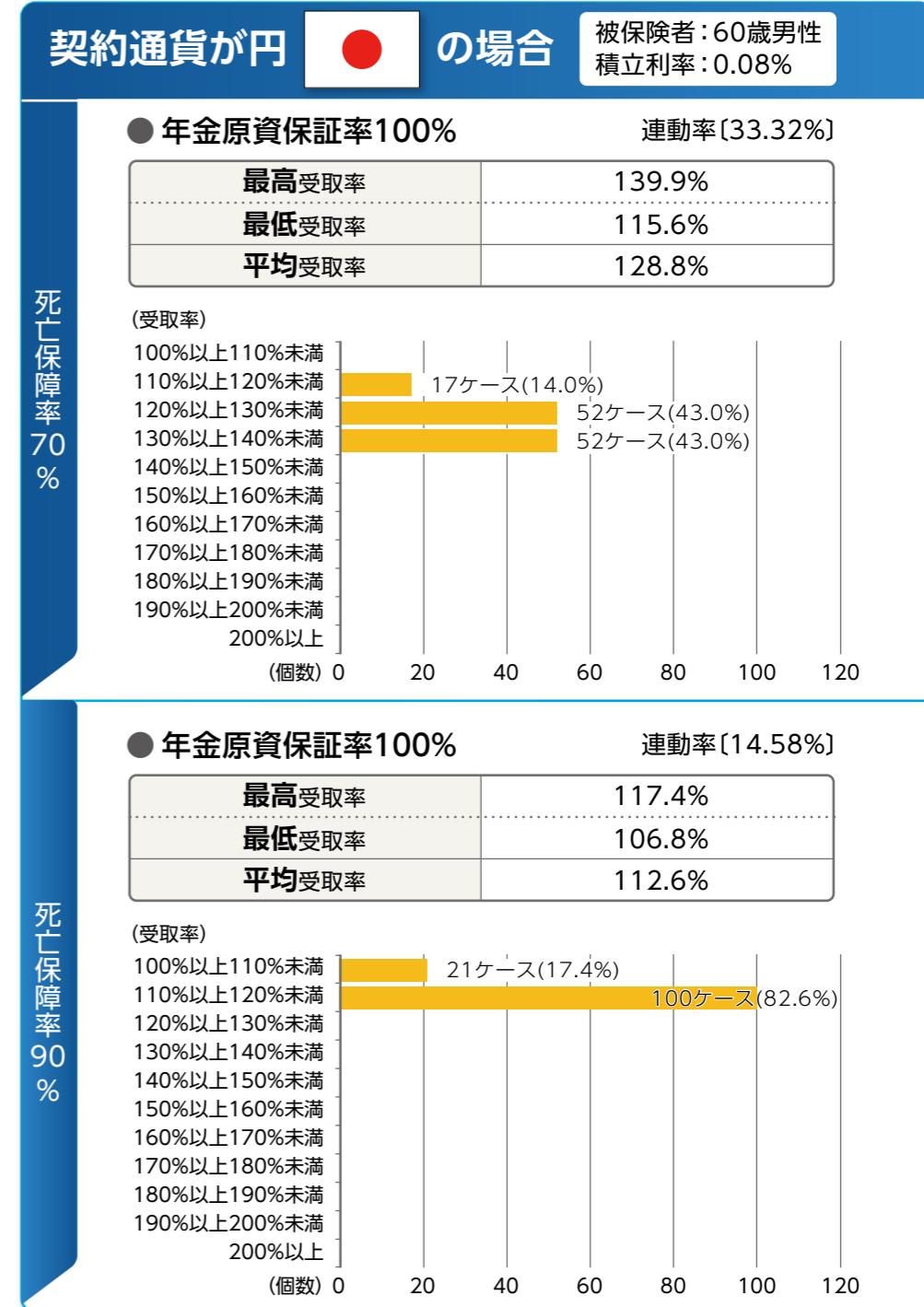
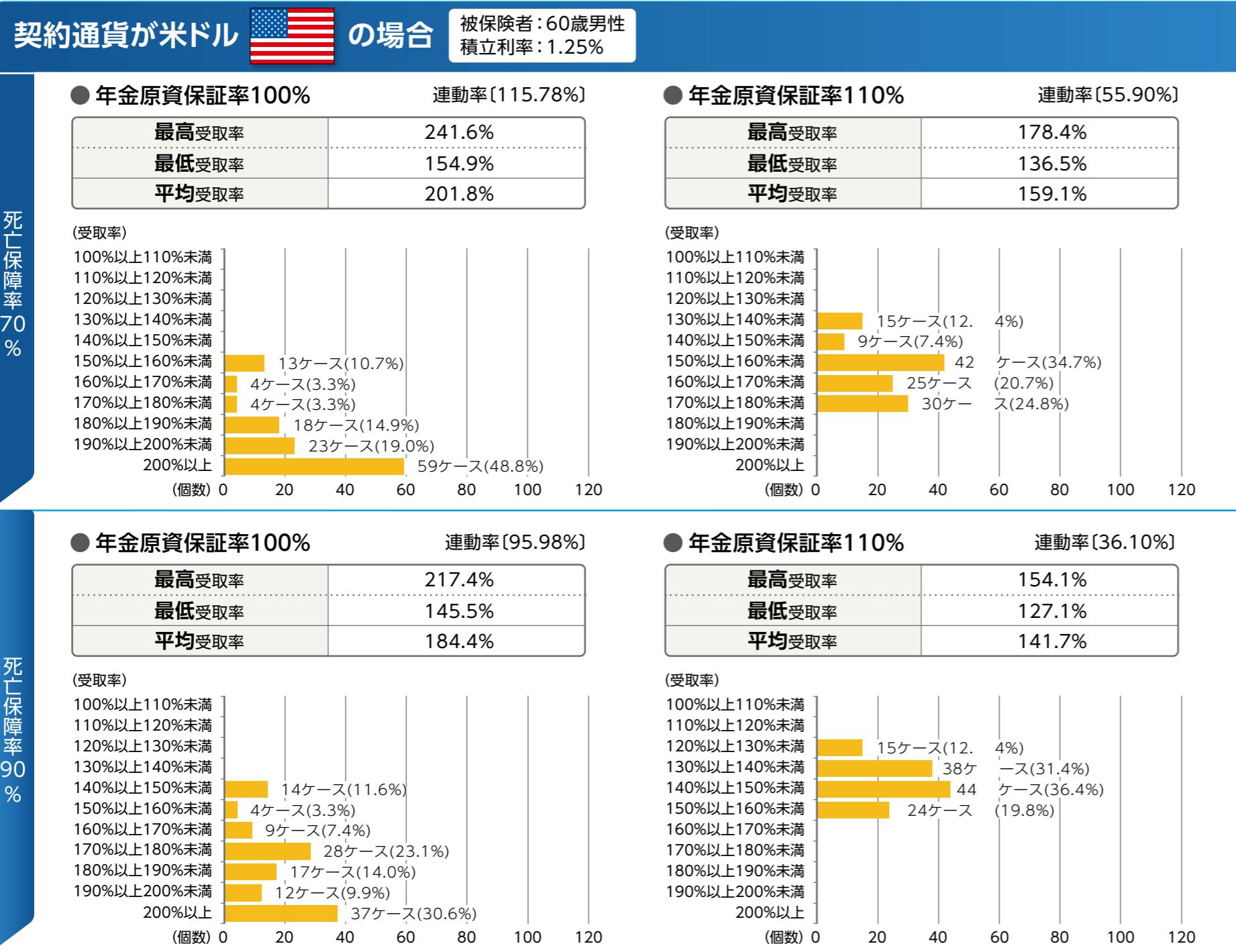
ご注意ください

- 上記シミュレーションは、あくまでも仮定の数値であり、**実際の運用成果を表したものではありません**。また、**将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません**。
- 各種情報の内容につきましては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。三井住友海上プライマリー生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。

参照指数と過去のデータを用いたシミュレーション②

参照指数に基づいた年金原資の受取率(年金原資÷一時払保険料)の分布

商品パンフレット



【本ページ掲載のシミュレーションについて】

・2001年11月から2011年11月までの毎月1日を契約日とし、その8日後を基準日としてこの保険に加入し、据置期間満了まで運用したと仮定した場合のシミュレーションです(全121ケース)。

・積立利率および連動率は、2021年11月1日の金利水準に基づき設定しているため、シミュレーション上の契約日における金利水準に対応したものではありません。

※本シミュレーションは、ゴールドマン・サックス証券株式会社からの参照指数に係る提供データを利用して、三井住友海上プライマリー生命が作成したもので

す。
※グラフに記載の割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計値が100%とならないケースがあります。

※最高・最低・平均受取率の数値は小数点第2位を切捨てて記載しています。



ご注意ください

■ 上記シミュレーションは、**あくまでも仮定の数値であり、実際の運用成果を表したものではありません**。また、**将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません**。

■ 各種情報の内容につきましては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。三井住友海上プライマリー生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。

据置期間満了を迎えるにあたってご選択いただけるプラン

受取 プラン

年金

年金で受取りたい方

確定年金



年金支払期間	5年・10年・15年・20年
年金支払開始年齢	60歳～90歳（被保険者年齢）

年金支払期間中、毎年定額の年金をお受取りいただけます。

年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、未払年金現価を死亡一時金*としてお受取りいただけます。

*死亡一時金のお受取りにかえて、年金支払期間満了まで引き継ぎ年金としてお受取りいただくこともできます。

年金総額保証付終身年金



年金支払開始年齢	60歳～90歳（被保険者年齢）
----------	-----------------

被保険者が生存している間は、毎年定額の年金を一生涯お受取りいただけます。

被保険者が死亡された場合、受取累計額が年金原資の額に到達するまでは、年金を引き継ぎお受取りいただけます。

一括

年金原資を一括で受取りたい方

年金原資の一括でのお受取り

年金でのお受取りにかえて、年金原資を一括でお受取りいただくことができます。

ご注意ください

- 将来受取る年金額は、年金原資および年金支払開始日の基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。
- 年金支払期間中は、年金管理費が控除されます。
- 年金総額保証付終身年金は、受取保証部分の受取中に年金の一括受取をされる場合には、受取総額が年金原資を下回ることがあります。

継続 プラン

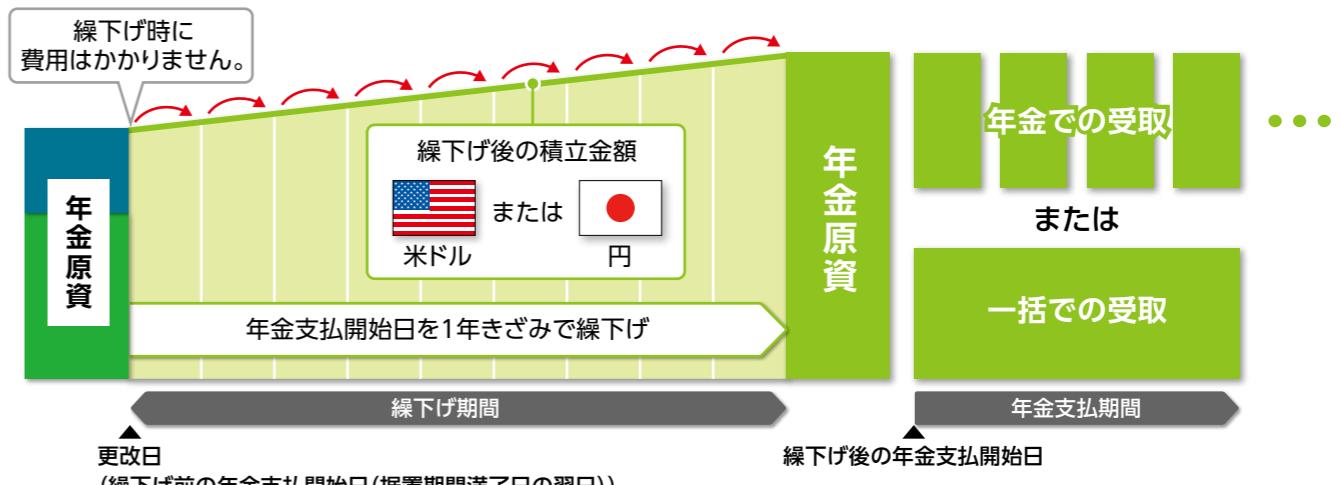
継下げ

お受取りを待ちたい方

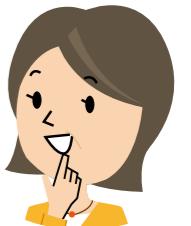
年金支払開始日を1年きざみで継下げることで、お好きなときに年金の受取りを開始できます。

- 年金支払開始年齢が90歳になるまで、1年きざみで年金支払開始日を継下げることができます。
- 継下げ中は、いつでも将来に向かって年金のお受取りを開始できます。
- 継下げ時に、契約通貨を変更することができます。
- 継下げ期間中に被保険者が死亡された場合は、死亡された日の積立金額をお受取りいただけます。
- 継下げ期間中に解約する場合は、解約日における積立金額が解約払戻金となります。
- 積立金額は更改日（継下げ前の年金支払開始日）における年金原資の額に三井住友海上プライマリー生命の定める利率を用いて経過した年月数により計算します。

イメージ図



10年後の状況によって、年金の受取りを遅らせる
こともできるんだね!



10年後の据置期間満了日に
為替の影響で円に替えたく
ないときにもつかえるのね!

終身移行

終身保障を希望される方

終身移行特約を付加し、移行日（年金支払開始日）に契約通貨建ての終身保障に移行することができます。

- 移行する際、他の契約通貨に変更することも可能です。
- 終身保障への移行後、年金移行特約（定額保険用）を付加することで、解約払戻金を原資とした年金に移行することができます。

ご契約および各種お取扱いについて①

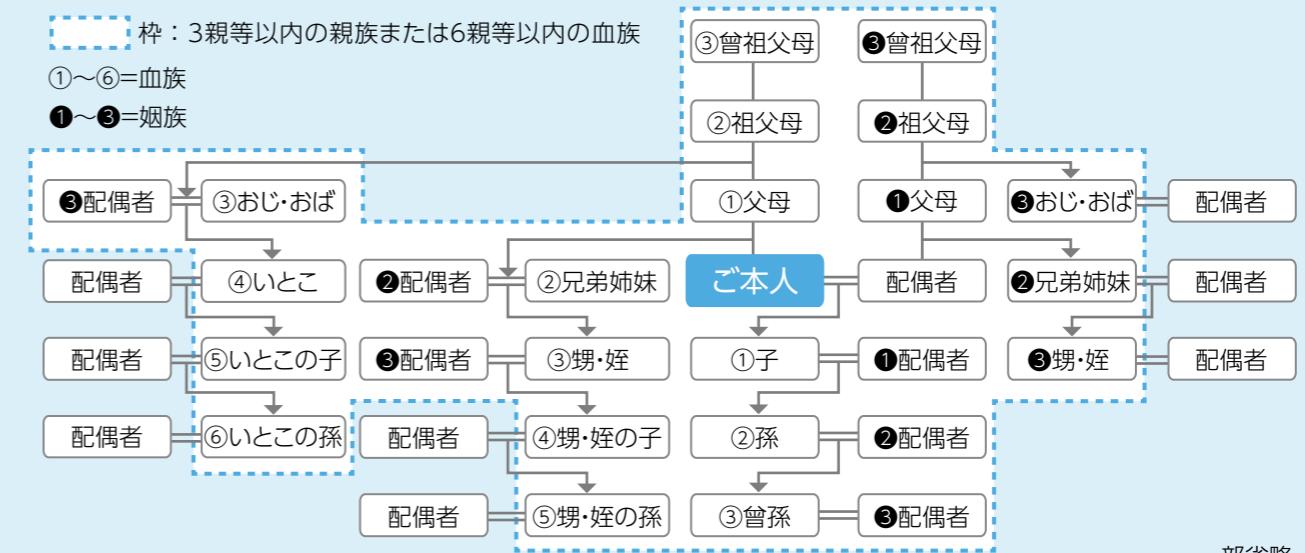
契約通貨		米ドル	円
一時払 保険料 <small>保険料の払込方法は一時払のみ</small>	最低	1万ドル(1ドル単位)	100万円(1万円単位)
	最高	10億円(契約日における円入金特約で適用する為替レートでの円換算額)	
	円入金 特約を付加した場合	100万円以上 10億円以下(1万円単位)	—
	外貨入金 特約を付加した場合	払込通貨により上記最低額、最高額を適用します。 ※お取扱いは、豪ドル⇒米ドルに限ります。	—
死亡保障率		70%・90%	
年金原資保証率		100%・110%	100%
契約年齢 <small>(契約日における被保険者の満年齢)</small>		50歳～80歳	
据置期間		10年	
年金種類・年金支払期間		【確定年金】5年・10年・15年・20年 【年金総額保証付終身年金】終身	
年金支払開始年齢		60歳～90歳	
契約日		一時払保険料が三井住友海上プライマリー生命所定の口座に着金した日	
契約者		被保険者の3親等以内の血族または配偶者	
年金受取人		被保険者もしくは契約者	
死亡保険金受取人		被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族	
クーリング・オフ制度		クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。 クーリング・オフ制度についての詳細は、P32～33をご覧ください。	
増額・一部解約		お取扱いいたしません。	

※三井住友海上プライマリー生命の既契約がある場合、ご加入の限度額があります。詳しくは、P26をご覧ください。

遺族年金支払特約	保険金の全部または一部を、一括でのお受取りにかえて年金形式で受取ることができます。
円入金特約	一時払保険料を円で入金することができます。
外貨入金特約	一時払保険料を契約通貨(米ドル)と異なる外貨(豪ドル)で入金することができます。
円支払特約	死亡保険金、解約払戻金などを円で受取ることができます。
終身移行特約	年金支払開始日を移行日として、年金原資の額を基に終身保障へ移行することができます。
年金移行特約 (定額保険用)	終身保障への移行後、ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、解約払戻金を原資とした年金に移行することができます。
指定代理請求特約	あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。

※通貨・金利環境等によりお取扱い範囲を変更する場合があります。

ご参考



一部省略

アフターサービスについて

ご契約後にお届けする書類

ご契約後、三井住友海上プライマリー生命より、以下の書類をお届けします。

ご契約後

保険証券／生命保険料控除証明書／ご家族登録サービスのご案内 等
契約者あてに転送不要・簡易書留で郵送します。

据置期間中

ご契約状況のお知らせ
毎年1回、契約者あてにご案内*します。
* 郵送でご案内する以外に、インターネットでもご照会いただけます。

年金受取前

年金受取に関する請求書類
契約者あてに郵送します。
※年金受取人が請求書類に必要事項を記入し、必要書類とあわせて年金支払開始日の14日前までに返送ください。

年金受取中

年金証書／お支払通知書
1回目の年金支払時、年金証書を郵送します。また、年金支払の都度、お支払通知書を郵送します。

※記載の内容は、2022年4月現在のものであり、将来変更が生じる場合があります。

お客さまサポート

ご契約後、以下のサービスをご利用いただけます。

ホームページ ご契約者さま専用インターネットサービス

- ご契約内容の照会
 - 住所変更
 - 生命保険料控除証明書の再発行 等
- 本サービスは、ご契約後に下記ホームページで、
利用登録が必要です。



ご利用までの流れ

- 1 利用登録
三井住友海上プライマリー生命のホームページより必要な項目を入力してください。
- 2 仮パスワードの発行
初回ログイン用の「仮パスワード」を、
利用登録時に入力されたメールアドレスに
お送りします。
- 3 インターネットサービスにログイン
「仮パスワード」を入力してログイン後、
任意のパスワードに変更して、
インターネットサービスをご利用ください。

お電話 ご契約者さま専用ダイヤル

- ご契約内容の照会
- 各種お手続きのご案内・各請求書類のお取り寄せ

三井住友海上プライマリー生命 お客様サービスセンター
0120-81-8107
(ハイ、パートナー)

※証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意のうえ、ご契約者さまよりお問合せください。

※お電話の受付時間によっては、当日でのお手続きとならない場合があります。

ご家族登録サービス



契約者等によるご契約内容等の照会が困難になった場合にそなえ、ご家族の方をご登録いただくことで、そのご家族からもご契約内容の照会が可能となるサービスです。ご登録は無料です。
ご家族は、戸籍上の配偶者・3親等以内の親族の中から**契約者1名につき1名のみ**ご登録いただけます。
(国内居住の方、成人に限ります。)

Web版「ご契約状況のお知らせ」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約状況のお知らせ」*をご提供しています。

*「ご契約状況のお知らせ」は、ご契約内容や各種情報を確認いただくために、定額商品は年に1回、変額商品は年に4回お送りしている書類です。

●ご契約状況のお知らせWebのご登録方法

- ご契約者さま専用インターネットサービスよりご登録いただけます。
- ご契約状況のお知らせWebにご登録されない場合は、「ご契約状況のお知らせ」を書面で郵送します。

ご契約状況のお知らせWeb

ご登録



案内メール受信

次回の「お知らせ」より



ご契約者さま専用インターネット
サービスにログインし、内容を確認



郵送通知は停止

※ご登録後、郵送通知に戻す場合はご契約者さま専用インターネットサービスからお手続きください。

とっても
便利!

ご契約状況のお知らせWebなら…

便利で快適

- いつでもどこでもスマートフォンやパソコンからご覧いただけます。
- 画面上で文字や画像を拡大することができます。

管理が簡単

- 書類の保管や廃棄の手間がなくなります。
- スマートフォンやパソコンに保存したり、印刷することができます。

地球にやさしい

- 紙の使用量削減により、地球環境保護につながります。

詳しくは、三井住友海上プライマリー生命ホームページをご確認ください。

契約概要



この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。

記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 この保険のしくみについて

この保険は、参照指数の上昇を年金原資に反映する、米ドル建てまたは円建ての一時払いの生命保険商品です。

- 契約にあたっては、契約通貨（米ドルまたは円）、契約通貨に応じて選択できる年金原資保証率（100%または110%）および死亡保障率（70%または90%）をご選択いただきます。
- 将来の年金原資は、基本年金原資と指数連動年金原資の合計となります。
基本年金原資：基本保険金額に年金原資保証率を乗じた額（契約時に確定します）
指数連動年金原資：基本保険金額×基準日以後の参照指数の最大上昇率×連動率により算出した額（年金支払開始日に確定します）
- 据置期間中に被保険者が死亡された場合は、基本保険金額に死亡保障率（70%または90%）を乗じた額を死亡保険金としてお支払いします。また、不慮の事故や特定感染症で死亡された場合には、死亡保険金額に災害死亡保険金額を加えた額をお支払いします。（お支払いする保険金の合計は、一時払保険料と同額となります。）
- 据置期間満了時には、年金の受取り、年金支払開始日の繰下げまたは終身保障へ移行することができます。

- 死亡保険金および解約払戻金は、基本保険金額に死亡保障率（70%または90%）を乗じた額となるため、一時払保険料を下回ります。
- 年金原資保証率は、据置期間満了時における保証率となり、据置期間中は保証されません。
- 指数連動年金原資は、年金支払開始日に確定するため、据置期間中に死亡された場合や解約された場合、お受取りいただくことができません。



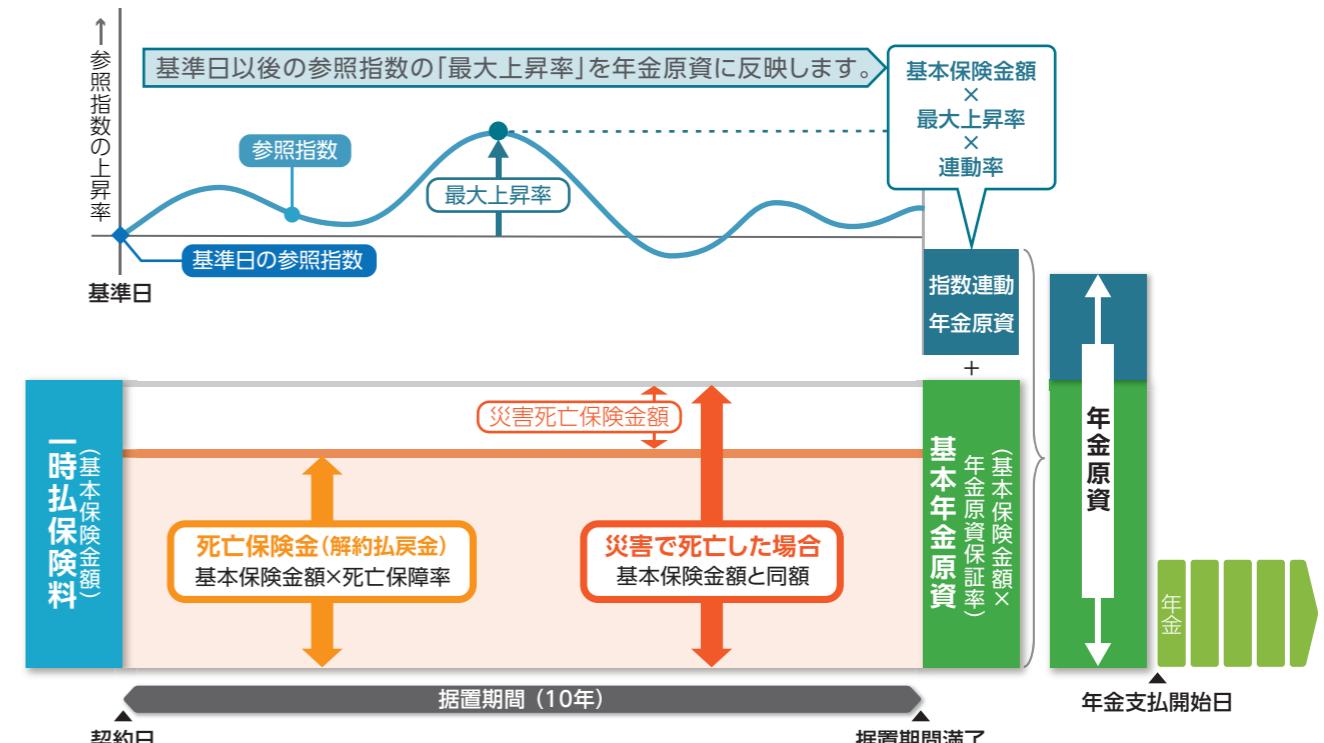
ご注意

『10年先へのプレゼント』の正式名称は、通貨選択生存保障重視型個人年金保険（指数連動型）です。この商品の指数連動の型は、「I型」となります。

この保険は、契約通貨が外貨の場合、為替相場の変動により、保険金等の受取時に損失が生じるおそれがあります。

※ 詳しくは、「注意喚起情報」P.30の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

【イメージ図 死亡保障率70%、年金原資保証率100%の場合】



※上図はイメージ図であり、年金原資等を保証するものではありません。

2 指数連動年金原資について

- 指数連動年金原資は、年金原資のうち、参照指数の上昇率に基づいて算出される部分をいいます。
- 上昇率は、基準日<*1>の値に対して上昇した割合を判定します。なお、上昇率の計算では、0.01%未満を切り捨て、0未満の場合は、0となります。

$$\text{上昇率} = \frac{\text{各日の参照指数の値} - \text{基準日}<\!\!*1\!>\text{の参照指数の値}}{\text{基準日}<\!\!*1\!>\text{の参照指数の値}} \times 100\%$$

- 指数連動年金原資は、基準日以後の参照指数の最大上昇率と三井住友海上プライマリー生命が定める連動率に基づき算出されます。

指数連動年金原資 = 基本保険金額 × 基準日以後の参照指数の最大上昇率<*2> × 連動率<*3>

<*1> 保険契約の申込日から起算して8日目の日と三井住友海上プライマリー生命がその申込を承諾した日のいずれか遅い日の翌日

<*2> 基準日以後における各日の上昇率のうち最も大きい値

<*3> 契約日の積立利率に応じて、契約通貨、死亡保障率、年金原資保証率、被保険者の性別・年齢等によって設定される率(据置期間中に変更されることはありません)



- 指数連動年金原資は年金支払開始日に確定し、年金原資の一部に充当されるため、据置期間中の死亡保険金や解約払戻金のお支払いには加算されません。
- 基準日以後の参照指数が、基準日の値を一度も上回らなかった場合は、年金原資は基本年金原資と同額となります。(基本保険金額に対して100%または110%)

- 指数連動年金原資の算出に用いる参照指数は、契約通貨に応じて次のとおりとなります。

契約通貨	米ドル	円
参照指数	マルチアセット戦略指標 P (米ドル)	マルチアセット戦略指標 P (日本円)

- 指数の内容について

参照指数は、世界株式・世界債券・不動産・商品・ヘッジファンド等の幅広い資産種類を投資対象とし、以下に概要を示す所定のルールに基づき、資産配分の見直しおよびリスク・コントロールが行われる投資戦略の運用成果を示す指標です。

- ① まず、投資対象資産のうち、株式、債券、不動産やコモディティなど、合計14の資産について、リスク調整などの工夫を加えた上、日々自動的に資産配分を決定します。すなわち、最適化アルゴリズムを用いて、最大配分比率その他制約条件の下に、リターンが最大になるようなこれらの資産間の配分比率を計算し、さらに、一定の目標価格変動リスクの実現を目指し、これらの資産にかかる全体的なエクスポージャーを調整します。
- ② 次に、投資対象資産のうち、特定のヘッジファンドの運用戦略を参照する3つの参照ファンドについて、価格変動リスクが均等配分となるように各参照ファンド間の資産配分を自動的に決定します。
- ③ 上記でそれぞれ各構成要素について配分が決定された①および②の資産を一定の比率で組合せ、自動的にリバランスを行い、投資対象資産のバスケットを組成します。
- ④ 過去のパフォーマンスをもとに、価格変動リスクおよび相場の方向性を計測し、当該投資対象資産バスケットのポジション量を日々自動的に増減させます。

※ なお、参照指数はアクティブ運用型ではなく、設定されたパラメーターの範囲内で運営され、指指数スパンナーであるゴールドマン・サックス・インターナショナルは、限られた場合を除き、通常、参照指数の運営に関する裁量も行使せず、また参照指数に関する受託者責任も有していません。

この保険は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルまたはそのいかなる関連会社(総称して以下「ゴールドマン・サックス」)からも、スポンサー、承認、販売、保証、引受、販売促進されていません。ゴールドマン・サックスは、この保険についていかなる表明または保証も行いません。



参照指数が消滅する等の理由によって、三井住友海上プライマリー生命は参照指数を変更することがあります。この場合、参照指数を変更する日の1か月以上前に契約者に新たな参照指数の内容と変更日を通知します。

3 積立利率について

- 積立利率は、三井住友海上プライマリー生命所定の日に設定されます。したがって、申込日と契約日が異なる場合、申込時点の積立利率とは異なる場合があります。この積立利率は、契約通貨に応じて異なります。最新の情報は、募集代理店または三井住友海上プライマリー生命ホームページ等でご確認ください。
 - 契約日に適用される積立利率は、据置期間中に変更されることはありません。
 - 据置期間中に適用される積立利率は、契約通貨に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める利率から、保険関係費をあらかじめ差引いた利率です。
- ※ 詳細については、「注意喚起情報」P.29の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご確認ください。
- 適用される積立利率は、連動率を算出するための利率となり、年金支払開始日における年金原資の額の、一時払保険料に対しての実質的な利回り(年複利)とは異なります。

4 年金について

1. 年金種類について

年金種類は以下のとおりです。年金でのお受取りにかえて、年金原資を一括でお受取りいただくこともできます。

● 確定年金【年金支払期間:5年、10年、15年、20年】

年金支払期間中、毎年定額の年金をお受取りいただけます。年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、未払年金現価を死亡一時金<＊1>としてお受取りいただきます。

<＊1> 死亡一時金のお受取りにかえて、年金支払期間満了まで引き継ぎ年金としてお受取りいただけます。

● 年金総額保証付終身年金

被保険者が生存している間は、毎年定額の年金を生涯お受取りいただけます。被保険者が死亡された場合、受取累計額が年金原資の額に到達するまでは、年金を引き継ぎお受取りいただきます。

※ 年金額が10万円(米ドルの場合、1,000米ドル)に満たない場合は、年金によるお受取りにかえて一括でのお受取りとなります。

※ 年金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円を年金額とし、それを超える金額については一時金でお受取りいただきます。(契約通貨が外貨の場合、年金支払開始日における円支払特約で適用する為替レートで換算して3,000万円を上限とします。)



将来受取る年金額は、年金原資および年金支払開始日における基礎率等(予定期率、予定期死率等)に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。

2. 年金の一括支払について

確定年金	年金支払期間の残存期間に対応する年金の現価に相当する金額をお受取りいただきます。
年金総額保証付終身年金	受取保証部分の残存部分に対応する年金の現価に相当する金額をお受取りいただきます。<＊2>

<＊2> 受取保証部分の最後の年金のお支払い後に被保険者が生存している場合、年金を再開します。ただし、再開後に年金を一括でお受取りいただくことはできません。



年金総額保証付終身年金は、受取保証部分の受取中に年金の一括受取をされる場合には、受取総額が年金原資を下回ることがあります。

3. 年金支払開始日の繰下げについて

年金支払開始日を1年繰下げることにより、運用を継続することができます。その際、契約通貨を三井住友海上プライマリー生命の取扱範囲内で変更することができます。



繰下げ時に適用される利率は、契約通貨等により異なります。

5 保障の内容について

● 年金支払開始日前の死亡保障は以下のとおりです。

死亡保険金	年金支払開始日前に被保険者が死亡された場合、基本保険金額に死亡保障率(70%または90%)を乗じた額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお支払いいたします。
災害死亡保険金	年金支払開始日前に被保険者が次のいずれかの理由で死亡された場合、災害死亡保険金として、死亡保障率70%の場合は基本保険金額の30%、死亡保障率90%の場合は基本保険金額の10%を死亡保険金と合わせて、死亡保険金受取人にお支払いいたします。 ① 被保険者が責任開始日以後に発生した所定の不慮の事故<＊>を直接の原因として、その日から180日以内に死亡されたとき ② 被保険者が責任開始日以後に発病した所定の特定感染症<＊>を直接の原因として死亡されたとき

<＊> 「不慮の事故」および「特定感染症」については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

-
- 免責事由に該当するときには、死亡保険金および災害死亡保険金のお支払いができないことがあります。免責事由について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
 - 死亡保険金は基本保険金額に死亡保障率を乗じた金額となるため、一時払保険料を下回ります。
 - 指数連動年金原資は、年金支払開始日に確定するため、据置期間中に死亡された場合、お受取りいただくことができません。

- 据置期間満了時に、終身移行特約を付加することで、年金支払開始日(終身保障への移行日)に、年金原資の額を終身保障移行額として終身保障へ移行することができます。移行後に被保険者が死亡された場合の保障内容は、以下のとおりです。

死亡保険金	移行日から2年未満	終身保障移行額を基に移行日からの経過年月数等により計算した死亡日時点の責任準備金額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受取りいただきます。
	移行日から2年以後	終身保障移行額を基に計算した移行後保険金額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受取りいただきます。



終身保障への移行後は、災害死亡保険金の保障はありません。

6 配当金について

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

7 主契約に付加できる主な特約について

● 遺族年金支払特約

被保険者が死亡された場合に、保険金の全部または一部を、一括でのお支払いにかえて年金形式でお支払いします。

● 円入金特約

外貨建契約の保険料を円でお払込みいただきます。円で受領した保険料は、三井住友海上プライマリー生命が受領する日<*>における所定の為替レートを用いて外貨(米ドル)に換算し、外貨建一時払保険料として受領します。

● 外貨入金特約

外貨建契約の保険料を契約通貨と異なる外貨(豪ドル)でお払込みいただきます。契約通貨と異なる外貨で受領した保険料は、三井住友海上プライマリー生命が受領する日<*>における所定の為替レートを用いて契約通貨に換算(豪ドル→米ドル)し、一時払保険料として受領します。

※ 募集代理店によっては、この特約をお取扱いしないことがあります。

● 円支払特約

外貨建契約の死亡保険金、解約払戻金等を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、三井住友海上プライマリー生命が請求を受けた日<*>における所定の為替レートとなります。

● 終身移行特約

年金支払開始日を終身移行特約の付加日とし、その日を終身保障への移行日として、年金原資の額を終身保障移行額として終身保障へ移行します。

● 年金移行特約(定額保険用)

終身移行特約を付加し、終身保障への移行後に付加することができます。ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、解約払戻金を原資とした年金に移行します。

● 指定代理請求特約

あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。

<*> その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※ 特約について詳しくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

8 ご契約のお取扱いについて

契約通貨	米ドル	円
一時払保険料	最低 最高	1万ドル(1ドル単位) 10億円 (契約日における円入金特約で適用する為替レートでの円換算額)
	円入金特約を付加した場合	100万円以上 10億円以下(1万円単位) お取扱いいたしません
	外貨入金特約を付加した場合	払込通貨により上記最低額、最高額を適用します。 ※ お取扱いは、豪ドル→米ドルに限ります。 お取扱いいたしません
	死亡保障率	70%・90%
年金原資保証率	100%・110%	100%
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)	50歳～80歳	
据置期間	10年	
年金支払期間	確定年金:5・10・15・20年 年金総額保証付終身年金:終身	
年金支払開始年齢	60歳～90歳	
保険料の払込方法	一時払のみ ※ 一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。	
増額	お取扱いいたしません	
一部解約	お取扱いいたしません	

※ 通貨・金利環境等により、お取扱い範囲を変更する場合があります。

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額の契約日時点の円換算額と既契約の通算対象額を合算し、この合算額の上限は10億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。

※ この保険の保険期間は、据置期間と年金支払期間の2つからなります。

9 解約払戻金について

- 年金支払開始日前であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 据置期間中の解約払戻金額は、死亡保障率に応じて次の金額となります。

死亡保障率70%	基本保険金額×70%
死亡保障率90%	基本保険金額×90%

- 繰下げ期間中の解約払戻金額は、積立金額<＊1>となります。
<＊1> 年金支払開始日における年金原資に三井住友海上プライマリーライフが別途定める利率を適用し、計算する金額のことをいいます。
- 終身保障への移行後の解約払戻金額は、責任準備金額<＊2>となります。
<＊2> 終身保障移行額に基づき、移行日からの経過年月数により計算します。

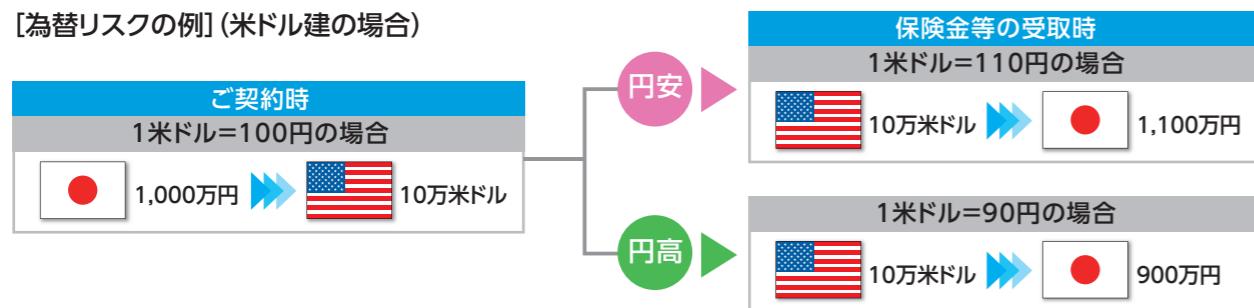


- 据置期間中の解約払戻金額は、基本保険金額に死亡保障率を乗じた金額となるため、一時払保険料を下回ります。
- 指数連動年金原資は、年金支払開始日に確定するため、据置期間中に解約された場合、お受取りいただくことができません。

10 為替リスクについて

死亡保険金、解約払戻金、年金等のお受取りはすべて契約通貨となります。外貨建契約の場合、契約通貨と異なる通貨でお受取りになる場合には、為替リスクの影響により、損失が生じるおそれがあります。

[為替リスクの例] (米ドル建の場合)



この保険の為替リスクについては、「注意喚起情報」P.30「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

11 諸費用について

諸費用については、「注意喚起情報」P.29の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご参考ください。

12 金銭の授受について

この保険に係る金銭の授受は原則として契約通貨で行います。なお、外貨を受取る場合には、外貨を受領できる口座が必要になります。また、口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

注意喚起情報



この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。



1. 諸費用に関する事項の概要について

● ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

● 据置期間中にご負担いただく費用

- 据置期間に適用される積立利率は、契約通貨に応じた指標金利の-1.0%～+1.5%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費をあらかじめ差引いた利率です。なお、この積立利率は、契約日、契約通貨によって異なります。

※ 保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約费率、保険契約の維持に必要な費用として維持费率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。

- 参照指数の計算にあたり、戦略控除率（指数値に対し年率1.0%）および複製コスト（投資対象資産に対して実際の投資を行ったと仮定した場合に発生する取引費用に相当する費用です。事前に水準を確定することが困難なため、水準を表示することはできません。）が控除されます。

※ 法令、規制の変更その他の理由によりこれらの控除率等の水準は変更されることがあります。

● 外貨で契約を締結することで生じる費用

- 一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。

- 一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合と、保険金等を円で受取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM + 50銭
保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート (契約通貨のTTM + 25銭) ÷ (払込通貨のTTM - 25銭)	
保険金等を円で受取る場合の円支払特約レート	TTM - 50銭

● 年金支払期間中にご負担いただく費用（遺族年金支払特約および年金移行特約（定額保険用）による年金支払期間中も含みます。）

項目	目的	費用	時期および対象
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1% <*>	年金支払日に責任準備金から控除

<*> 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。



2. この保険のリスクについて

● 為替リスクについて

契約通貨が外貨で、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、死亡保険金、災害死亡保険金、解約払戻金、年金等（以下、保険金等）受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等の合計額を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお払込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。

お申込みの撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお払込みいただいた通貨での金額を全額返還いたします。(外貨で保険料をご入金いただいた場合、外貨にて返還いたします。)

円入金特約または外貨入金特約を付加<*>して、契約通貨と異なる通貨で保険料を払込んだ場合、返還する通貨はお払込みいただいた通貨となります。(例えば、円入金特約を付加して円でお払込みいただいた場合は、円で同額を返還いたします。)

<*> 特約の付加に応じて三井住友海上プライマリー生命所定の為替手数料がかかります。

次の場合には、お申込みの撤回等をすることはできません。

- ・ お申込者またはご契約者が法人(会社)の場合、または個人事業主(雇用主)が事業としてご契約された場合
- ・ ご契約の内容変更(特約中途付加など)の場合

お申込みの撤回等の書面の投函またはメールと行違いに保険証券が到着した場合や、お申込みの撤回等に関するお問い合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター(お問い合わせのみです。電話、FAXでのお申出はできません。)

フリーダイヤル 0120-125-104

受付時間：月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

円のご資金を金融機関等で、お申込みの契約通貨(外貨)に交換して一時払保険料をお払込みいただいた場合、次の点についてご注意ください。

- ・ その金融機関所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。また、三井住友海上プライマリー生命指定の口座へ送金するための所定の手数料がかかる場合があります。
- ・ 契約通貨(外貨)で同額を返還するため、外貨を受領できる口座が必要となり、その口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等がかかる場合があります。
- ・ 契約通貨(外貨)で返還された保険料を円に交換する場合、交換する金融機関所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。この場合、為替相場の変動により、円換算した金額が円のご資金を下回り、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

5 責任開始期・生命保険募集人の権限について

お申込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引受けすることを決定(承諾)した場合には、一時払保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領した日を契約日とし、この日より三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

保険契約の成立後に変更等をされる場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

6 保険金等をお支払いできない場合について

被保険者が死亡されても、以下のとおり保険金等をお支払いできないことがあります。

責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者、保険金等の受取人、被保険者の故意または重大な過失により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当するときには、保険金等のお支払いができないことがあります。

重大事由によりご契約が解除された場合、保険金等をお支払いできないことがあります。代表的なものは次のとおりです。

- ・ ご契約者または保険金等の受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
- ・ ご契約者、被保険者、保険金等の受取人(年金受取人の地位を承継した後継年金受取人を含みます。)が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき

詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効の場合、受取った保険料は戻さないかもしれません。

- ・ ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取消した場合
- ・ ご契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

7 解約払戻金について

解約払戻金額は、基本保険金額に死亡保障率を乗じたものとなります。そのため、一時払保険料を下回ります。

詳細については、「契約概要」P.27の「9.解約払戻金について」をご参照ください。

8 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

* 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構(TEL:03-3286-2820)までお問い合わせください。

9 為替リスクについて

契約通貨が外貨の場合の為替リスクについては、P.30の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

10 預金等との違いについて

- この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。
- この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

11 その他のご注意いただきたい事項について

■ 保険契約の乗換えについて

現在ご契約されている保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となることがありますのでご注意ください。

- ・ 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- ・ 現在のご契約を解約された場合、多くの場合は解約払戻金は払込保険料より少ない金額となります。なお、新たなご契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※ 上記は乗換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

■ 個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度について

三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報に関する事項にご同意のうえ、保険契約をお申込みください。ご同意いただけない場合は、お申込みをお引受けできません。

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。(支払査定時照会制度)

個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度の詳細については、「ご契約のしおり・約款」に記載しております。

■ お引受けにあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を一時払保険料に充当することを前提としたご契約のお引受けはしておりません。

次の場合にも、ご契約のお引受けはしておりません。

- ・ 被保険者が入院中または特別養護老人ホームに入所中の場合
次のケースについても入院中に準じた取扱いとなります。
 - (1) 継続入院中の一時帰宅
 - (2) 末期療養(ターミナルケア)のための帰宅
- ・ ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人、後継年金受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

■ 据置期間の死亡保障と解約払戻金について

据置期間中の死亡保険金と解約払戻金は基本保険金額に対して死亡保障率(70%または90%)を乗じた金額となるため、一時払保険料を下回ります。

ご契約に際しては、こうした商品のしくみをご理解の上、死亡保障率をご選択ください。

12 保険会社の商号と住所等について

商 号	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL	0120-125-104
ホームページ	https://www.ms-primary.com

14

保険金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけではなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「[ご契約のしおり・約款](#)」または三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

三井住友海上プライマリー生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

被保険者が年金受取人である契約において、その年金受取人に年金等を請求できない特別な事情があるとき、契約者（年金支払開始日以後は、年金受取人）によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に、年金等の支払事由および代理請求ができることについてお伝えください。（詳細につきましては、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。）

16

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は、(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

15

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問い合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

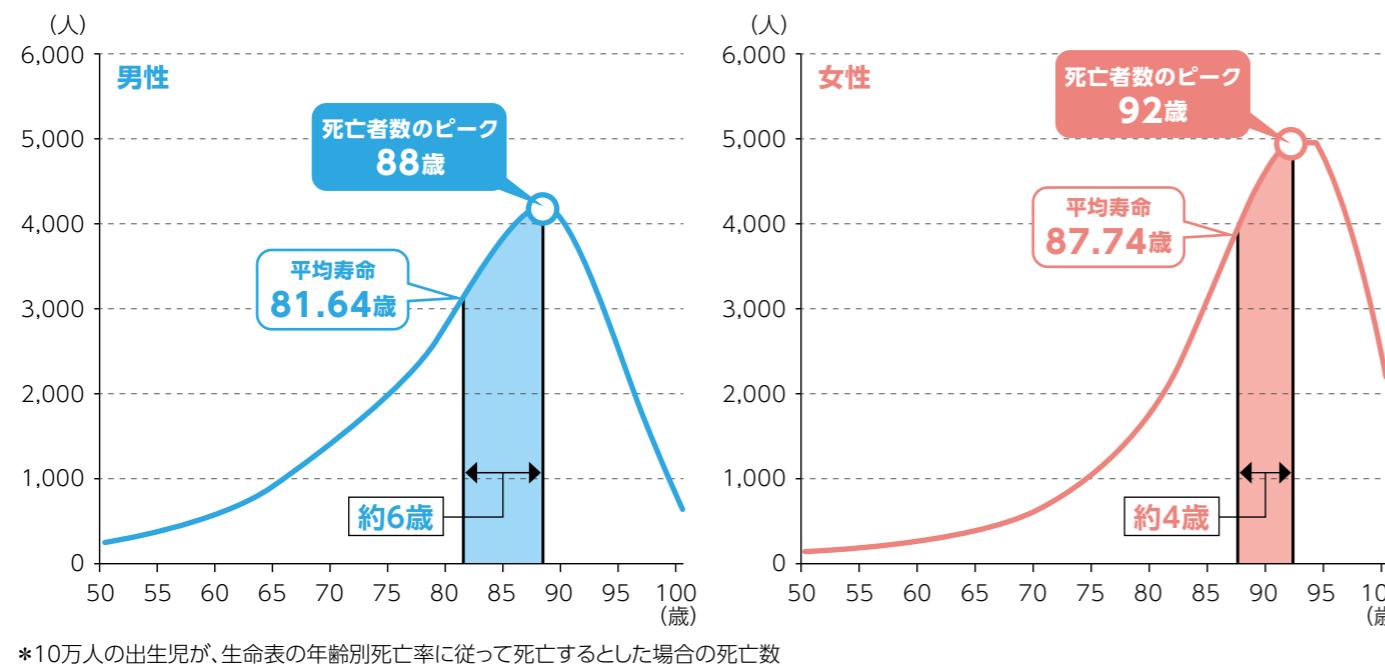
三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター
フリーダイヤル
0120-125-104
受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～17:00

お問い合わせ・
ご相談受付先

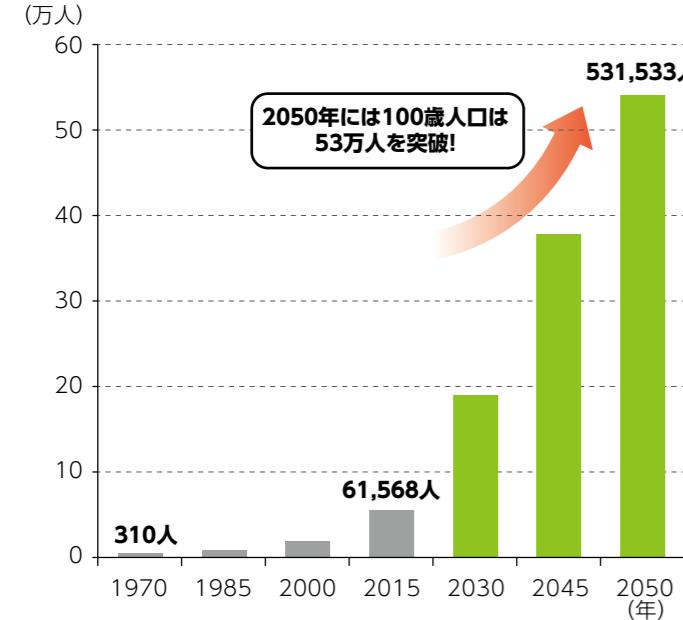
『人生100年時代』を豊かに 過ごすために

日本人の平均寿命は男性約81歳、女性約87歳。
女性の約2人に1人は90歳まで長生きをする時代になりました。

■ 年齢別死者数*



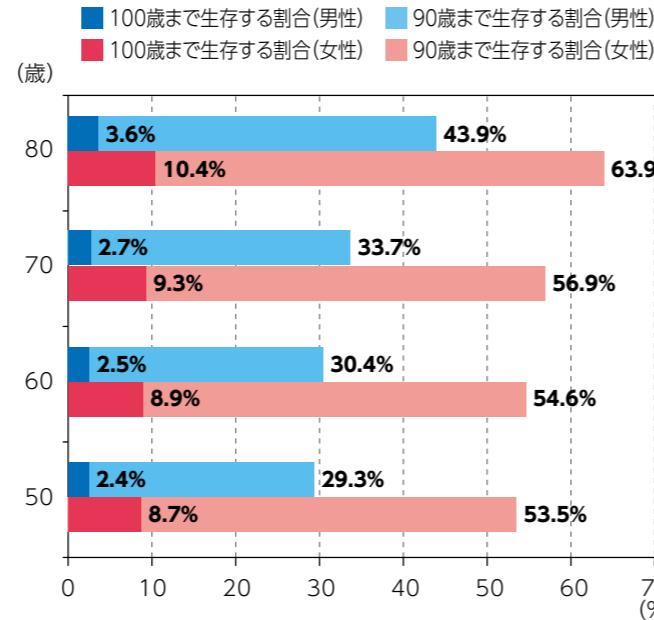
■ 100歳以上の人団推移(2030年以降は予測値)



【出典】

「平均寿命」、「年齢別死者数」、「90歳および100歳までの生存率」:厚生労働省「令和2年簡易生命表」/「100歳以上の人団推移」:2015年までは厚生労働省「令和元年百歳以上高齢者等について」、2030年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年度推計)の出生中位死亡中位仮定による推計結果」

■ 90歳および100歳までの生存率



夫婦2人のセカンドライフを20年とした場合、ゆとりある老後生活を送るためにいくら必要となるのでしょうか。

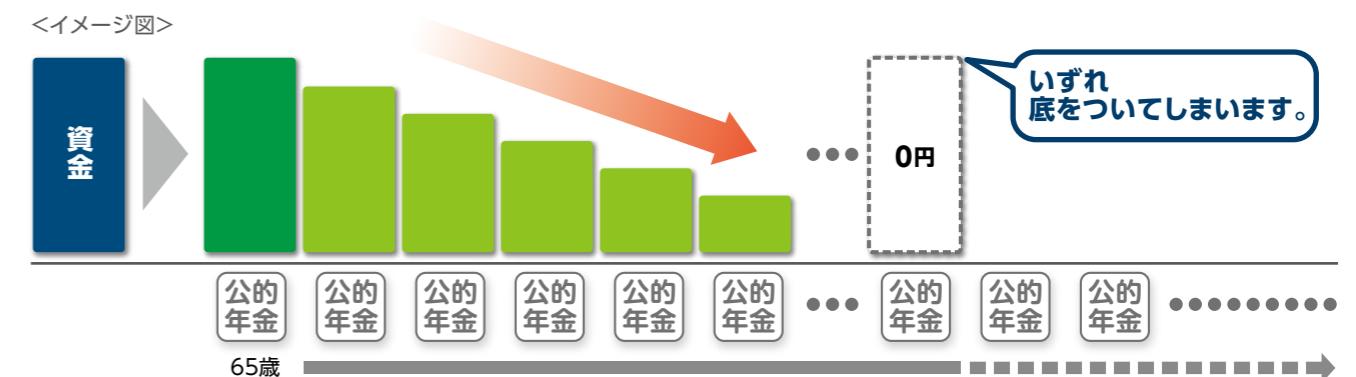
$$\text{ゆとりある老後生活を送るために必要と考える費用(月額)} \text{ 約36.1万円} - \text{公的年金(月額)} \text{ 約22.0万円} = \text{不足額(月額)} \text{ 約14.1万円}$$

(老後の最低日常生活費22.1万円、老後のゆとりのための上乗せ額14.0万円) (夫の公的年金15.5万円、妻の国民年金6.5万円)

セカンドライフを20年とした場合 約14.1万円 × 12か月 × 20年 = 約3,384万円が不足

【出典】
公的年金月額:厚生労働省「令和3年版厚生労働白書 資料編モデル金額(夫婦2人、夫は平均的収入で公的年金に40年加入、妻は国民年金に40年加入)」/「ゆとりある老後生活を送るために必要と考える費用」:生命保険文化センター「令和元年度生活保障に関する調査(速報版)」

今まで貯めてきたセカンドライフのための資金。
ただ取崩すだけでは、いずれ底をついてしまいます。



例えば、個人年金保険の終身年金を活用して、毎年、一定の金額を受取るしくみを作ると…



*上記は、終身年金の一般的な説明であり、個別商品によっては内容が異なります。

*上記の説明において、特定の金融商品の加入を推奨するものではありません。

*公的年金のお取扱いについては、2021年11月1日現在の制度に基づくもので、将来変更されることがあります。くわしい取扱いにつきましては、所轄の年金事務所または社会保険労務士等にご確認ください。



最後に、ご確認ください



この商品は預金ではありません。

この商品は、生命保険です。
預金とは異なり、元本保証はありません。

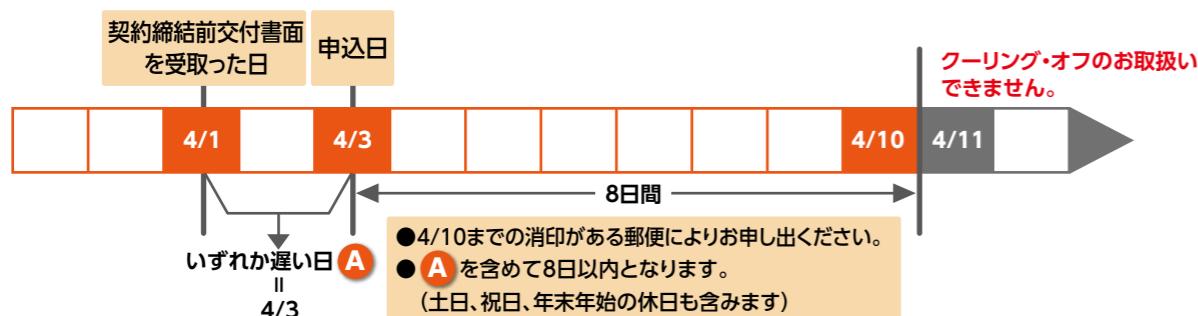


クーリング・オフ制度の対象です。 (お申込みの撤回・契約の解除)

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、**その日を含めて8日以内**であれば、書面またはメールにより契約のお申込みの撤回または契約の解除をすることができます。

クーリング・オフ制度についての詳細は、「注意喚起情報」P32~33にてご確認ください。

[イメージ図] (書面で手続きする場合の例)



お客様にご負担いただく費用があります。

この保険は、「据置期間中にご負担いただく費用」、「外貨で契約を締結することで生じる費用」、「年金支払期間中にご負担いただく費用」がかかります。

費用についての詳細は、「注意喚起情報」P29~30にてご確認ください。



外貨で受取る場合には、外貨口座が必要です。

外貨で保険金等を受取る場合には、契約通貨の外貨を受領できる口座が必要です。

外貨でのお支払手続きは、円に比べてご指定口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかる場合もありますので、あらかじめご了承ください。



為替リスクの影響により、損失が生じる可能性があります。

死亡保険金、解約払戻金、年金等のお受取りはすべて契約通貨となります。契約通貨と異なる通貨でお受取りになる場合には、**為替リスクの影響により、損失が生じる可能性があります。**

為替リスクについての詳細は、「注意喚起情報」P30にてご確認ください。

[為替リスクの例] (米ドル建の場合)



保険金等の受取時
1米ドル=110円の場合
10万米ドル ➡ 1,100万円

ご契約時	1米ドル=90円の場合
10万米ドル ➡ 900万円	

為替リスクとは…



2分でわかる!

解説動画を配信中





最後に、ご確認ください

MEMO



指数連動年金原資 は、年金支払開始日に確定します。

この商品の **指数連動年金原資** は、年金支払開始日に確定するため、据置期間中に死亡された場合や解約された場合、お受取りいただくことができません。



指数連動年金原資 は運用実績によっては、ゼロとなる場合もあります。

この商品の **指数連動年金原資** は、参照指数が基準日の値より上昇した場合に **年金原資** に反映するしくみのため、参照指数が基準日の値を一度も上回らなかった場合は、指数連動年金原資 **はゼロとなります。**



死亡保険金および解約払戻金 は一時払保険料を下回ります。

この商品の死亡保険金および解約払戻金は、基本保険金額に死亡保障率(70%または90%)を乗じた金額となります。そのため、死亡保険金および解約払戻金は、一時払保険料を下回ります。